

# 熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う 固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 山形市長

申告者  
(納税義務者)

住所

氏名

電話 ( ) -

熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う固定資産税の減額を下記のとおり申告します。

家屋の 明細	所在地	山形市				
	所有者		家屋番号			
	種類		構造			
	床面積	m <sup>2</sup>	居住部分 の床面積	m <sup>2</sup>		
	建築年月日		登記年月日			
改修 工事 の内訳	種類	※該当する口にレ印を記入してください <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事 ※ 窓の断熱改修工事は必須				
	工事費用 の内訳	全体工事費用	円	改修工事費用	a	円
	給付・補助金 の金額	b	円	自己負担額 a-b		円
【3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由】 ※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。						
【世帯区分等状況確認】 本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに <b>同意します</b> ・ <b>同意しません</b> ※ 該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行ううえで添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。						

## 【添付書類】

- 納税義務者の住民票の写し(市内に住民登録し、上記の世帯区分状況確認に同意された方は省略可)
- 「増改築等工事証明書」(建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による証明書)
- 増改築等工事証明書が建築士事務所に属する建築士によって発行された場合は、その建築士免許証の写しまたは免許証明書の写し
- 助成制度や助成事業を利用して改修した場合はその決定(確定)通知書の写し
- 長期優良住宅の「認定通知書」の写し(熱損失防止改修により認定長期優良住宅に該当することとなった場合)

★下記処理欄は記入不要です。

処理欄	処理日	担当者	備考
	年 月 日		